事務局

教育機関

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県教育委員会

委員長 安 藤 厚

岩手県教育委員会公用車運行管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公用車運行管理規程(昭和55年岩手県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(安全運転管理者)	(安全運転管理者)
第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号) <u>第74条の2第1項</u> の	第6条 道路交通法(昭和35年法律第105号) <u>第74条の3第1項</u> の
規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定	規定に該当する保有機関の長は、職員のうちから同項に規定
する安全運転管理者を選任しなければならない。	する安全運転管理者を選任しなければならない。
様式第4号(第15条関係)	様式第4号(第15条関係)
[略]	[略]
備考1 各欄の記載は、次によること。	備考1 各欄の記載は、次によること。
(1) [略]	(1) [略]
(4)・(5) [略]	(4)・(5) [略]
(8)~(12) [略]	(8)~(12) [略]
(14)~(24) [略]	(14)~(24) [略]
(25) 運転者(相手側の運転者を含む。)について、道	(25) 運転者(相手側の運転者を含む。)について、道
路交通法施行令(昭和35年政令第270号) <u>別表第1</u> 又	路交通法施行令(昭和35年政令第270号)別表第2備
は <u>別表第3の備考</u> に該当する法令違反事項に従い事	<u>考</u> 又は <u>別表第5備考</u> に該当する法令違反事項に従い
故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の状	事故原因を記載するものとし、車両、歩行者、道路の
況等についても事故原因と関連があると思われるも	状況等についても事故原因と関連があると思われる
のについては、詳細に記載してください。	ものについては、詳細に記載してください。
(26)~(31) [略]	(26)~(31) [略]
2 [略]	2 [略]
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	
7/4 - Fil	

附則

この訓令は、平成19年3月30日から施行する。